

## 【資料編】 県内市町村における空き家対策の実施状況

### 1. 特措法の実施状況 (H29.4.1\_\_鳥取県住まいまちづくり課)

市町村名	特措法対応		独自対応		備考
	対策計画 (法第6条)	協議会 (法第7条)	条例	除却補助	
鳥取市	○	◎	◎	◎	
米子市	△	△	◎	—	
倉吉市	—	—	◎	◎	
境港市	△	△	◎	◎	
岩美町	○	○	◎	○	H29.4条例施行
八頭町	○	○	◎	◎	
若桜町	—	—	—	—	
智頭町	—	—	—	—	
湯梨浜町	○	○	◎	◎	
三朝町	△	—	◎	◎	
北栄町	○	○	◎	◎	
琴浦町	△	△	◎	○	
大山町	○	◎	—	—	
日吉津村	—	—	—	—	
伯耆町	◎	◎	—	◎	
南部町	△	—	◎	◎	
江府町	△	○	—	—	
日野町	—	—	—	—	
日南町	◎	◎	◎	◎	

注) ◎:設置・策定済 ○:H29設置・策定予定 △:今後予定 —:予定なし

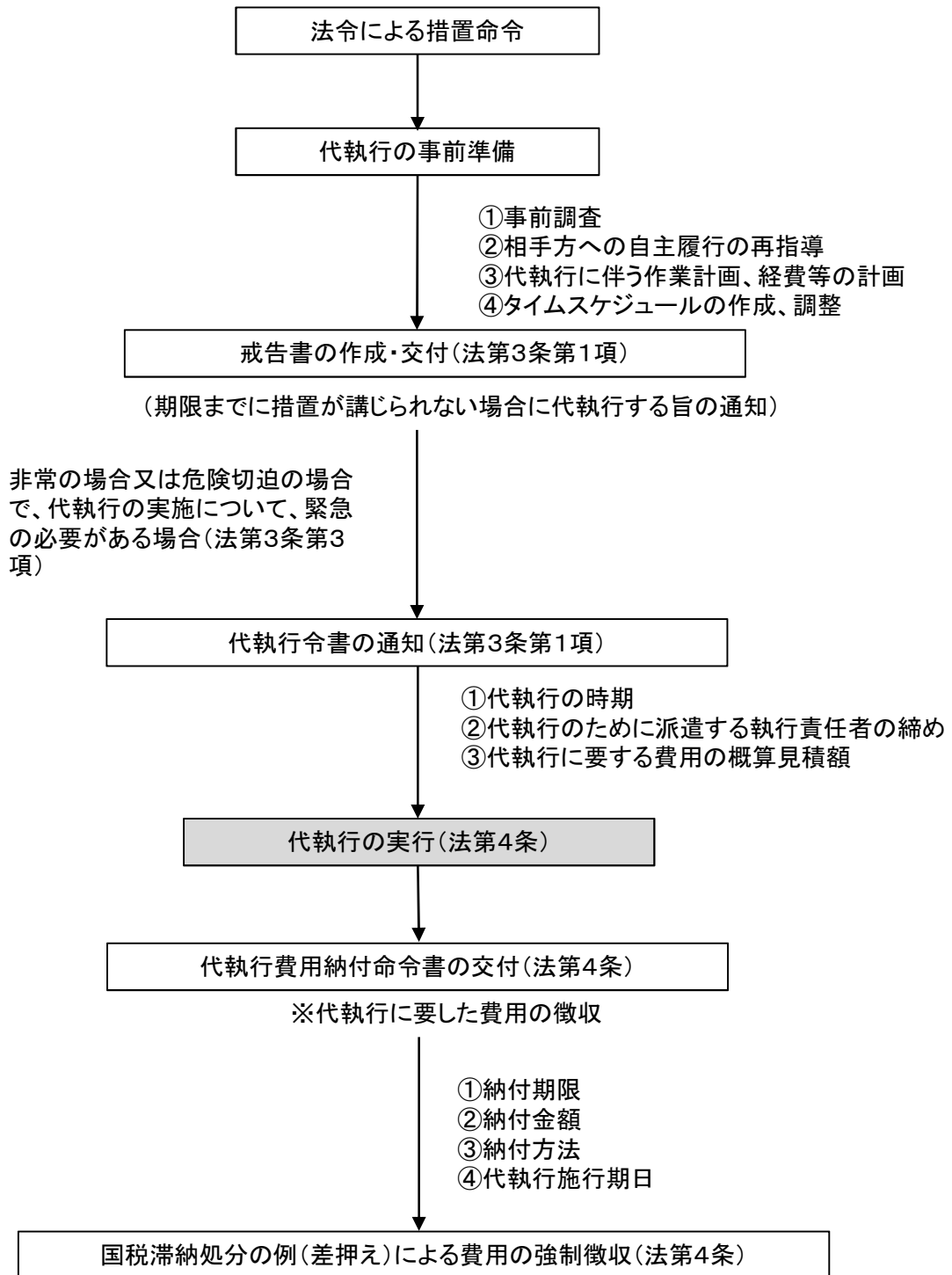
## 2. 空き家の適正管理条例設置状況 (H29.4.1\_\_鳥取県住まいまちづくり課)

市町村	施行 年月日	内容					
		勧告	命令	公表	罰則	代執行	緊急 措置
鳥取市	H26.4.1	—	—	○	—	—	○
米子市	H25.4.1	○	○	○	—	○	—
倉吉市	H26.4.1	○	○	○	○	○	—
境港市	H26.7.1	○	○	○	—	○	○
岩美町	H29.4.1	○	○	—	—	○	—
八頭町	H25.10.1	○	—	—	—	—	—
三朝町	H26.7.1	○	○	○	—	○	—
湯梨浜町	H26.10.1	○	○	○	—	○	○
琴浦町	H26.4.1	○	○	○	—	○	○
北栄町	H26.7.1	○	○	○	○	○	—
南部町	H27.1.1	○	○	○	—	○	—
日南町	H25.4.1	○	○	○	—	○	○

条例設置済 : 4市8町

## 【資料編】 関連法令による空き家等の撤去フロー

### 1. 行政代執行法に基づく代執行手続きフロー

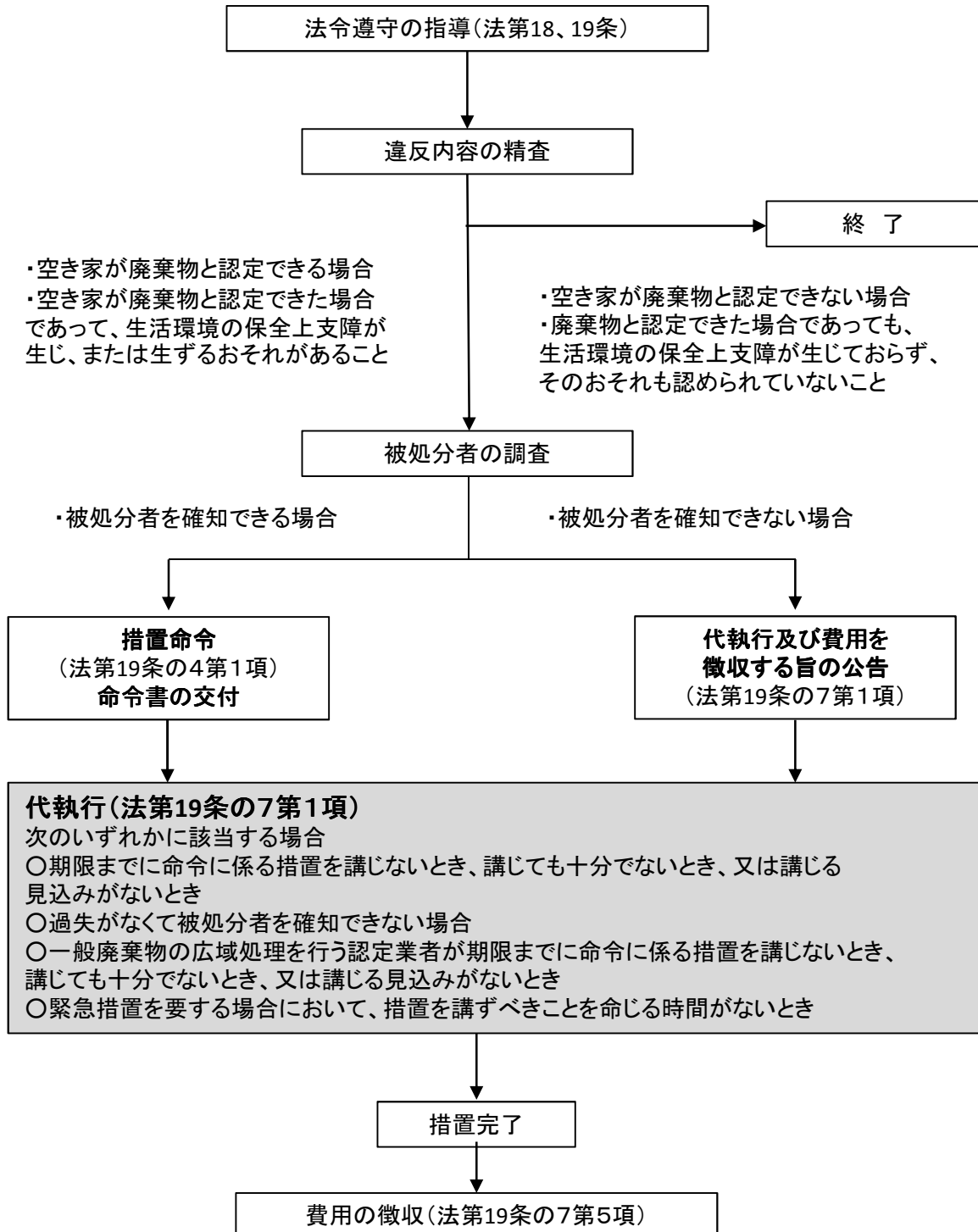


## 2. 廃棄物処理法に基づく規制措置の対応フロー

### ○廃棄物処理法が適用される空き家の状況

空き家の状況が、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合と認められる状況にあること。

- ・空き家が廃棄物と認定できること
- ・廃棄物と認定できる場合であって、その状況が生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められること

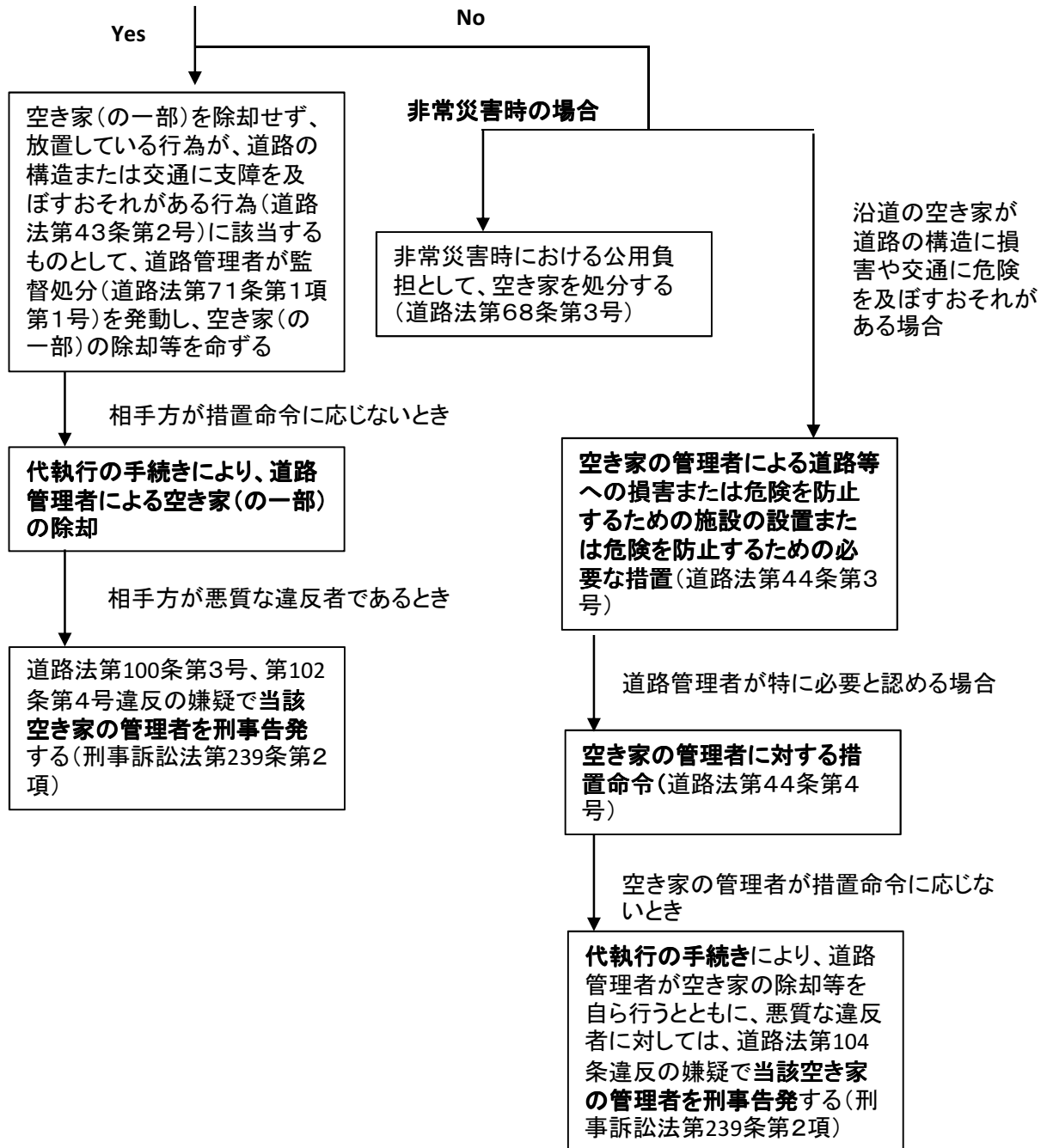


### 3. 道路法に基づく妨害排除措置の対応フロー

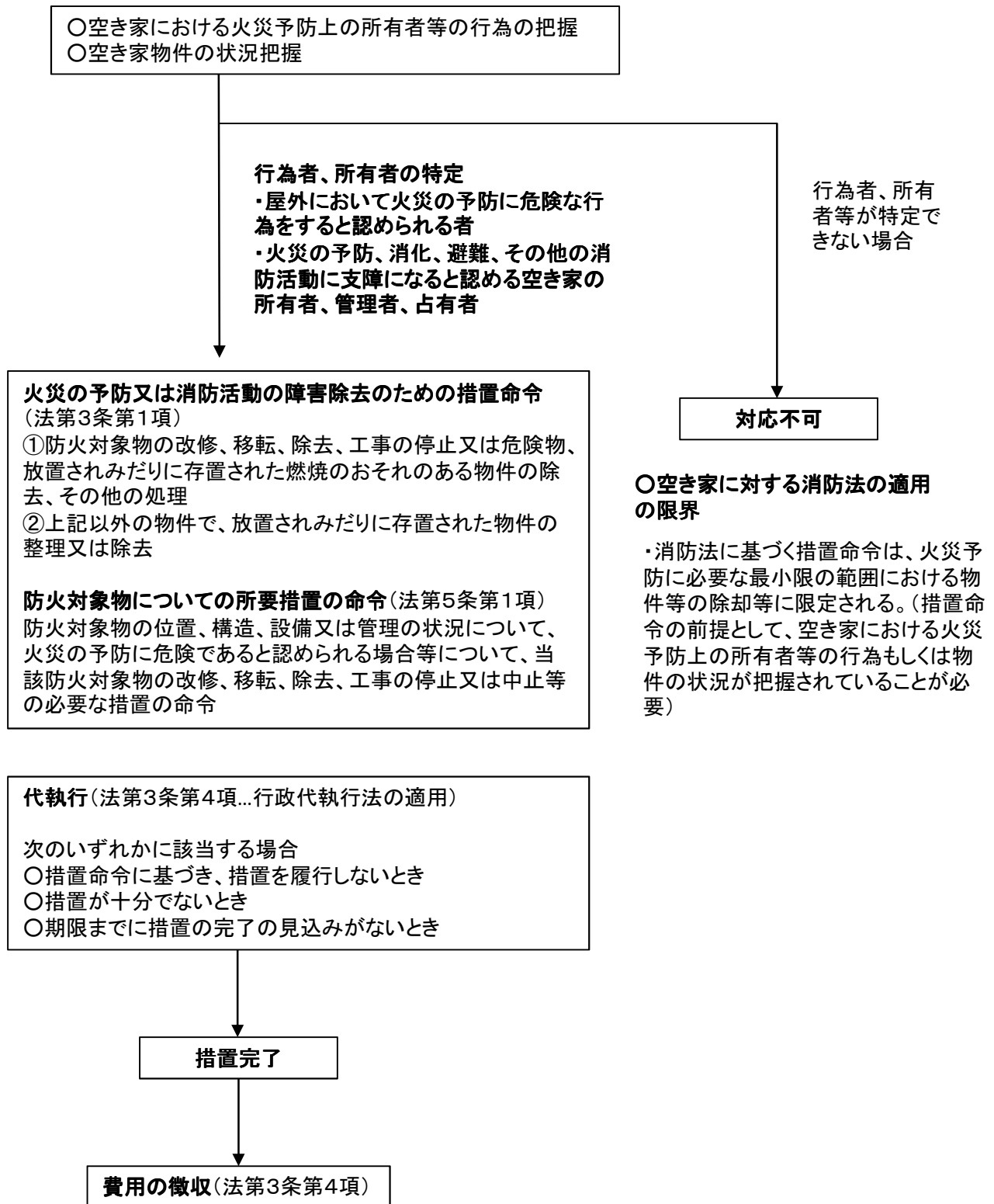
○道路法が適用される空き家の状況

空き家の状況が、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれがあると認められる状況にあること。

空き家(の一部)が道路区域内に存するか？



## 4. 消防法に基づく規制措置の対応フロー



## 5. 災害対策基本法に基づく応急公用負担の対応フロー

○災害対策基本法第2条による災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻等)により、応急措置の実施が必要と認められる状況にあること。

空き家の所有者等を特定し、平時より所有者等の責任による空き家の修繕、雪下ろし等を促す取組みの実施

災害対策基本法に基づく災害が発生または発生しようとする場合

災害(住民の生命への被害等)の発生又は発生のおそれがあると判断され、かつ応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合

**応急公用負担の実施(法第64条第1項)**  
※応急措置を実施するための空き家等への立入り

空き家の所有者等を確知している場合

応急公用負担に係る空き家の所有者等への通知(令第24条)

空き家の所有者等を確知していない場合

応急公用負担の実施に係る公示(令第24条)

**事務管理(応急措置等)の実施(民法第697条及び第700条但し書き)**

事務管理を始めたことの所有者等への通知(民法第699条)

事務管理を始めたことの公示(民法第98条)

**措置完了**

**費用の償還請求(民法第702条)**

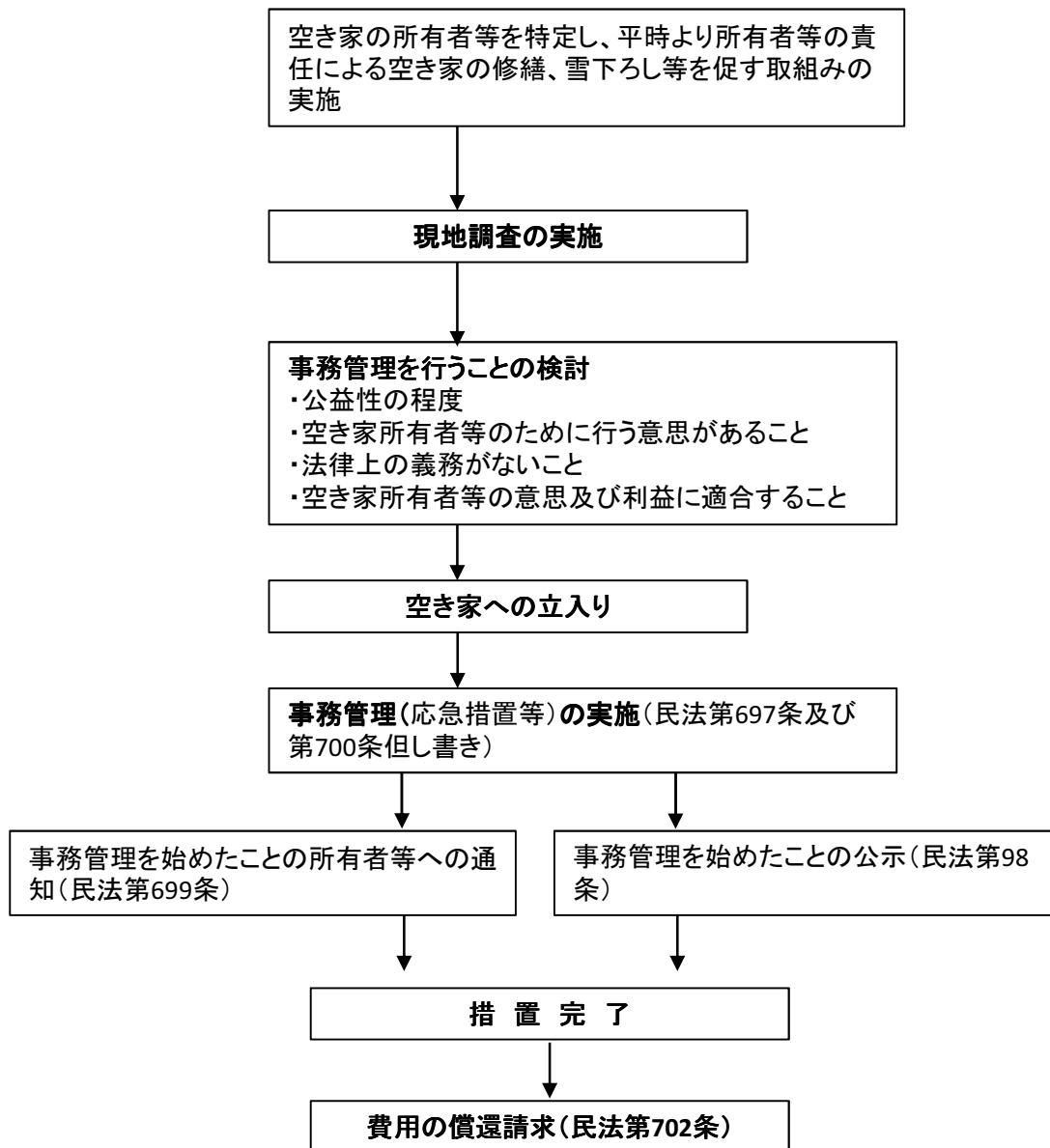
### ○空き家に対する災害対策基本法の適用の限界

・災害対策基本法に基づく応急公用負担は、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に行われるものに限定(倒壊のおそれのある空き家について、予防的に当該家屋自体の撤去を行うことまで認めているものではない)

## 6. 民法に基づく事務管理の対応フロー

○民法の事務管理を行うことができる空き家の状況

- ・除雪等を行わないことによる近隣住民や歩行者への損害を与える可能性が高い場合
- ・事務管理による私有財産の保護よりも住民の生命や財産などの利益の方が大きいことを客観的に説明できる場合 など





## 7. 建築基準法に基づく保安上危険な建築物への対応フロー

